

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年5月22日

【会社名】 東京センチュリー株式会社  
(旧会社名 東京センチュリーリース株式会社)

【英訳名】 Tokyo Century Corporation  
(旧英訳名 Century Tokyo Leasing Corporation)  
(注)平成28年6月24日開催の第47回定時株主総会の決議により、平成28年10月1日付で会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 浅田 俊一

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
東京センチュリー株式会社 大宮支店  
(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2)  
東京センチュリー株式会社 横浜支店  
(神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号)  
東京センチュリー株式会社 名古屋営業部  
(愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号)  
東京センチュリー株式会社 大阪営業第一部  
(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)  
東京センチュリー株式会社 神戸支店  
(兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長浅田俊一は、当社の第46期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)の有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。